

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則の一部を改正する細則を次のとおり制定する。

平成17年10月26日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 細則第12号

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則（16 経教細則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号中「安全衛生管理者及び」を削り、「各2人」を「1人」に改め、同号を同項第2号とし、第4号を第3号とし、第5号中八を削り、二中「本部」を「府中地区に勤務する事務職員」に改め、二を八とし、同号を同項第4号とし、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号中「安全衛生管理者及び」を削り、「各2人」を「1人」に改め、同号を同項第2号とし、第4号を第3号とし、第5号八中「本部」を「小金井地区に勤務する事務職員」に改め、同号を同項第4号とし、同条第3項中「第1項第3号及び第5号並びに前項第3号及び第5号の委員」を「第1項第2号及び第4号並びに前項第2号及び第4号の委員」に改め、同条第4項中「、環境安全を担当する副学長」を削る。

第4条を次のように改める。

（議事及び運営）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、府中地区においては農学教育部副部局長、小金井地区においては工学教育部副部局長をもって充て、副委員長は、各委員会の互選により選出する。

第6条中「人事チーム及び」を削る。

附 則（17 経教 細則第12号）

この細則は、平成17年10月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。